

市有財産の売却について

市有財産を入札によって売却しますので、次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 11 日

滑川市長 水 野 達 夫

1 売却する物件

- (1) 入 札 番 号 第 144 号
- (2) 入 札 名 滑川市庁用バス売却
- (3) 物件の概要

車 名	初度登録 年 月	車 検 有効期限	走行距離 (令和 8 年 8 月 18 日時点)
日野 セレガ	平成 12 年 9 月	令和 8 年 9 月 19 日	228, 039Km

※詳細は、別添車検証で確認してください。

- (4) 予定価格（最低売却価格） 非公表

2 売却物件の公開

当該物件の見学を希望される場合は、あらかじめ滑川市財政課財産管理係に連絡してください。

- (1) 期 間 令和 8 年 9 月 14 日（月）から令和 8 年 10 月 5 日（月）まで
- (2) 場 所 滑川市役所 四間町車庫（TEL：076-475-1254）

3 入札に関する質問

本入札に関する質問については、次のとおり受付けます。

- (1) 受付期間 令和 8 年 9 月 14 日（月）から令和 8 年 10 月 1 日（木）まで
- (2) 受付方法 メール又はホームページの入力フォーム
- (3) 送 付 先 滑川市役所財政課財産管理係 宛
- (4) 回答期限 令和 8 年 10 月 2 日（金）
- (5) 回答方法 市ホームページに掲載

4 入札参加資格

本入札には、個人、法人を問わず参加することができます。ただし、次の事項に該当する方は、入札に参加できません。

- (1) 入札参加申込みの日において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 239 条第 2 項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者又は第 2 項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年を経過していない者

- (3) 入札参加申込みの日において、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づき、同法第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体及びその関係者
- (4) 入札参加申込みの日において、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者
- (5) 入札参加申込みの日において、税を滞納している者
- (6) 公告の日から開札の日までの間のいずれの日において、滑川市から指名停止を受けている者

5 入札参加申込

本入札に参加される方は、次のとおり入札参加の申込みを行ってください。

- (1) 提出書類等（各種証明書は発行日から 3 箇月以内のもの）
 - ア) 入札参加申込書
 - イ) 運転免許証の写し（個人が申し込む場合）
 - ウ) 登記事項証明書（法人で申請する場合） ※本市の入札参加資格がある場合は提出不要
 - エ) 納税証明書 ※本市の入札参加資格がある場合は提出不要
 - オ) 同意書（被保佐人、被補助人又は未成年者が申し込む場合）
 - カ) 返信用封筒（長形 3 号・110 円分の切手を貼ったもの）
- (2) 申込書等の提出先・提出方法・受付期間
 - ア) 提出先 滑川市財政課財産管理係
 - イ) 提出方法 持参又は郵送
 - ウ) 受付期間 令和 8 年 9 月 14 日（月）から令和 8 年 10 月 5 日（月）まで
- (3) 入札参加資格の審査

入札参加申込の受付期間終了後、資格審査のうえ入札参加資格があると認められた方に、「市有財産売却入札参加通知書」を郵送します。

6 入札

- (1) 入札の方法 入札書を滑川市財政課財産管理係へ持参されるか郵送してください。
- (2) 入札の期間 令和 8 年 10 月 8 日（木）から令和 8 年 10 月 21 日（水）まで
- (3) 入札の回数 1 回
- (4) 開 札 日 令和 8 年 10 月 23 日（金）
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定 予定価格以上の金額で、最も高い金額を提示された方を落札者とします。

7 契約の締結及び代金の納入

- (1) 契約締結期限 令和 8 年 11 月 5 日（水）まで
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 代金の納入 滑川市が指定する方法で代金を一括納入してください。

8 車両の名義変更及び引渡し

- (1) 名義変更の手続きは、買受人において滑川市が指定する期日までに行ってください。
- (2) 名義変更及び引取りに係る一切の費用は、買受人が負担してください。
- (3) 名義変更後の車検証の写しを市に提出した後、車両を引渡します。

9 車両引渡し後の取扱い

- (1) 引取り後の車両の保管は、買受人の責任において適切に行ってください。
- (2) 引取り後の車両を使用する場合は、ボディ等の文字消去を行い、その状況がわかる写真を提供してください。
- (3) 引取り後、車両を解体処分する場合は、永久抹消登録の書面を提出してください。
- (4) 売買契約締結後に、車両の品質、不具合その他契約内容に適合しない状態があることを発見しても、契約の解除、売買代金の減額、損害賠償の請求をすることはできません。
- (5) 必要に応じて引渡し後の車両の状況を調査することがあります。この場合、買受人は、誠意を持って当該調査に協力してください。

10 その他

入札への参加を希望される方は、別添の入札説明書を参照のうえ手続きを行ってください。

11 入札の担当課

総務部財政課 財産管理係

〒936-8601 富山県滑川市寺家町 104 番地

TEL 076-475-1254 (直通)

FAX 076-475-6299

メール zaisei@city.namerikawa.lg.jp